

「スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に
関する専門調査会」の設置等について

令和2年12月21日
国家戦略特別区域諮問会議

- 1 国家戦略特別区域諮問会議令（以下、「諮問会議令」という。）第2条第1項に基づき、国家戦略特別区域諮問会議に、スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会（以下、「専門調査会」という。）を設置する。
- 2 専門調査会は、スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する調査・検討を行い、国家戦略特別区域諮問会議に報告する。
(主な調査・検討事項)
 - ・ 地方公共団体からの区域指定に係る提案に関する調査
 - ・ 国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）第三1. ③「国家戦略特区の指定基準」に従った「区域指定の原案」の検討
- 3 諮問会議令第1条第1項に基づき、国家戦略特別区域諮問会議に、上記に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考1)

○国家戦略特別区域諮問会議令（平成25年政令第342号）（抄）

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、国家戦略特別区域諮問会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(参考2)

○国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）（抄）

第三 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

1. 国家戦略特別区域の指定基準

③国家戦略特区の指定の基準

国家戦略特区の指定に当たっては、恣意的な指定とならないよう、その検討過程の透明性を確保するとともに、可能な限り定量的な指標も活用しつつ、客観的な評価に基づいて検討を行うこととする。その際、国家戦略特区を指定する政令の立案に当たっては、以下の事項を基準とするものとする。

【指定基準】

ア) 区域内における経済的社会的効果

当該区域において実施されるプロジェクトにより当該区域内において大きな経済的社会的効果が生じること。

イ) 国家戦略特区を超えた波及効果

当該区域においてプロジェクトを実施することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を通じて、全国的な社会的経済的効果も含め、広く波及効果を及ぼすものであること。

ウ) プロジェクトの先進性・革新性等

当該区域において実施されるプロジェクトが、先進性・革新性を有するもの（従来なかった取組を新しく行う場合を含む。）であり、日本の経済社会の風景を変えるような取組と認められること（国内外に発信する価値のある日本の魅力や日本で培わ

れた制度等を活かした取組を含む。)

エ) 地方公共団体の意欲・実行力

区域内の地方公共団体が、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成のために、地域独自の取組を進め、又は進めようとしているなど課題に取り組む意欲が高く、規制・制度改革をスピード感をもって、継続的に遂行する実行力があると認められること。

オ) プロジェクトの実現可能性

区域内の地方公共団体並びに特定事業等を実施すると見込まれる者において、プロジェクトを推進する体制が構築されており、関係者間の必要な合意形成が進んでいるなど国家戦略特区におけるプロジェクトの実現可能性が高いこと。

カ) インフラや環境の整備状況

産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で、それに必要な産業、都市機能等の相当程度の集積があるなど、目的の実現に必要なインフラや環境が整っている、又は整うことが見込まれること。

キ) 1. ②の区域指定の分類に応じ、それぞれ以下の事項

c) 「スーパーシティ型指定」の場合には、以下の事項。

- (i) 当該区域において整備されるデータ連携基盤に基づき、「住民目線」での課題解決に向けた区域住民等に対して複数分野の先端的サービスが提供されること（例えば、移動・物流・支払い・行政・医療・介護・服薬・教育・エネルギー・環境・防犯・防災などの分野から、概ね5分野以上の先端的サービスが提供されることを一つの目安とする。ただし、規制・制度改革の内容、複数の先端的サービス間のデータ連携の内容等によっては、5分野にこだわるものではない。)
- (ii) 広範かつ大胆な規制・制度改革の提案と、当該規制・制度改革により可能となる先端的サービス等の事業の実現に向けた地方公共団体、民間事業者等の関係者の強いコミットメントがあること。
- (iii) 地域課題の設定、事業計画の作成、先端的技術の活用など、スーパーシティ構想全体を企画する「アーキテクト」が存在していること（ただし、構想の企画段階から実現段階へと取組ステージが変わるに当たり、「アーキテクト」の交替もあり得る。)
- (iv) データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施する主要な事業者の候補が、地方公共団体の公募により選定されていること。また、これらの事業者の候補が、その構想を実現するために必要な能力があること（なお、法第7条第2項の規定に基づき、区域指定後に、内閣府は、諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴いた上で決定する区域方針に即して、データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施すると見込まれる事業者を、公募その他の政令で定める方法により選定し、区域会議の構成員に加えるものとする。)
- (v) 地方公共団体が、区域指定の応募に当たり、事業計画の内容、期待される効果・影響及びそれへの対応策等に関する住民説明会の開催、パブリックコメントの実施等、事前に住民等の意向把握のため必要な措置を講じていること。
- (vi) 整備しようとするデータ連携基盤について、APIの公開などにより、システム間の相互の連携及び互換性が確保されるとともに、法第28条の2第1項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合することが見込まれること。
- (vii) データ連携基盤整備事業及び先端的サービスの実施に当たり、地方公共団体及び関係事業者等において、個人情報保護法令等の遵守を含め、住民等の個人情報の適切な取扱いが図られることが見込まれること。